鈴鹿市上下水道局告示第１２号

公共下水道全体計画区域外流入分担金の徴収区域を次のとおり定めたので、鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成２１年鈴鹿市条例第２４号）第３条の規定により告示する。

令和８年１１月６日

鈴鹿市上下水道事業管理者　渥美　良雄

徴収区域

鈴鹿市高岡町５４０番１